

公立大学法人神戸市看護大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程施行細則等の一部を改正する細則をここに公布する。

2025年 3 月 31 日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第19号

第1条 公立大学法人神戸市看護大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程施行細則（2019年4月1日細則第11号）の一部改正

(改正前)	(改正後)
(休暇の単位) 第12条 規程に定めるところの休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次の各号に掲げる休暇(規程第10条第3項に規定する裁量労働教員に係る休暇を除く。)については、当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。 (1) 年次有給休暇、特別休暇(子の看護__休暇及び短期の介護休暇に限る。)及び介護休暇 1日、半日、1時間又は45分 (2)～(3) 略 2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員のうち、1日の勤務時間が7時間45分未満の者については、休暇の単位は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものを与える。 (1) 年次有給休暇、特別休暇(子の看護__休暇及び短期の介護休暇に限る。)及び介護休暇 1日、1時間又は45分(1日の勤務時間が4時間45分未満の者については、1日又は1時間) (2) 特別休暇(子の看護__休暇及び短期の介護休暇を除く。) 1日 (3) 略 3～4 略 (特別休暇) 第16条 規程第23条に規定する細則で定める特別休暇は、生理休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、年次祭し休暇、夏季休暇、社会貢献活動休暇、子の看護__休暇及び短期の介護休暇とする。 2 略 (子の看護__休暇) 第29条 中学校就学の始期に達するまで	<u>等</u> <u>等</u> <u>等</u> <u>等</u>

(改正前)	(改正後)
の子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護__（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話__を行うこと__をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合、願い出により、1の年度につき5日（対象となる子が2人以上の場合にあつては、10日）の子の看護__休暇を与える。 （給与の取扱い） 第35条 略 2 理事長は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇（次に定めるものを除く。）による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合は、契約事務職員等に対し、給与を支給するものとする。 （1） 略 （2） 子の看護__休暇 （3） 略	2 又は感染症に伴う学級閉鎖等によりその子の世話__及びその子の入園・入学式、卒園・卒業式へ参加する場合__ 等 等

第2条 公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師等の勤務時間、休日、休暇等に関する規程施行細則（2019年4月1日細則第12号）の一部改正

(改正前)	(改正後)
（特別休暇） 第6条 規程第23条に規定する細則で定める特別休暇は、生理休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後休暇、育児参加休暇、夏季休暇、子の看護__休暇及び短期の介護休暇とする。 2 略。 （子の看護__休暇） 第11条 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育するパートタイム職員等が、その子の看護__（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話__を行うこと__をいう。）のため勤務し	等 等 等 2 又は感染症に伴う学級閉鎖等によりその子の世話__及びその子の入園・入学式、卒園・卒業式へ参加する場合__

